

議案第 15 号

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

(川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条の 2」に改める。

第 17 条第 1 項中「法第 24 条第 1 項（法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 33 条第 1 項並びに前条第 1 項の規定による立入検査その他の」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(法の一部改正に伴う経過措置)

9 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により改正法第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 26 条第

1項の許可（同条第2項第3号の目的が改正法第1条の規定による改正後の法第26条第1項に規定する目的であるものを除く。）を受けて、引き続き旧法第26条第1項に規定する特定動物を飼養又は保管することができる者が同項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管に係る許可又は旧法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管の許可に係る事項の変更の許可の申請をした場合は、第19条の規定の例により、手数料を徴収する。

（川崎市動物愛護センター条例の一部改正）

第2条 川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。